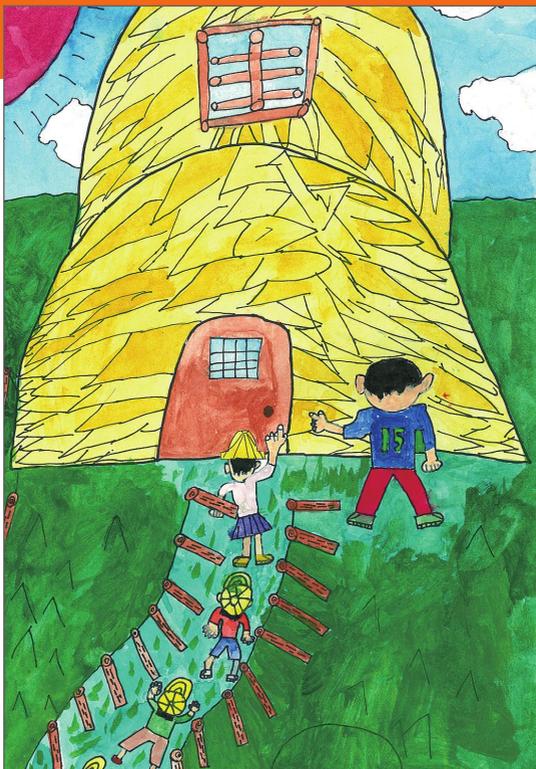


一人ひとりが担い手のまち



▲ 絵画・写真展 優秀賞作品「守りたいいきし」

1 市民協働意識の醸成

基本方針

すべての市民が地域に誇りと愛着を持ち、“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、まちづくりの担い手として自立した市民意識の醸成を推進します。

また、地域のために行動するという考えを^{はぐく}むとともに、市民が関心を持つまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、公共サービス*のあり方にも変化が生じています。

市民や町内会、企業、NPOなどと行政といった公共サービスの担い手が、共に手を取り合い、協力してまちづくりを行うことにより、本市が持っている個性や独自性、そして魅力があふれ、誰もが住みたいと思う地域がつくられます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合	%	44.6	44.8	60	市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合(市民意識調査)

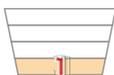
施策を実現する手段

○分野別計画：市民協働によるまちづくり推進指針(平成25年度～)

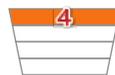
主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
まちづくり意見交換会などの開催	●	●	●	●	●	●	●
市民協働推進セミナーなどの開催	●	●	●	●	●	●	●
市の施策・事業などの紹介コーナー設置	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ4
市民発のアクションが実施される



市民協働推進セミナーや市民同士、市民と行政によるまちづくり意見交換会などの開催を通じて、地域行事や環境美化活動への参加など、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げるという意識を^{はぐく}みます。

2 市民参加の仕組みづくり

基本方針

市民協働のまちづくりを推進するために、多くの市民が活動の担い手として連携・協力し、取り組みやすい仕組みを整備します。

市民参加や協働によるまちづくりの進捗状況に応じ、まちづくり基本条例に基づいて、市民協働のまちづくりを推進します。

市の各種計画づくりには企画段階から市民からの意見や提案を反映できる仕組みを整え、共に考え、作り上げる体制の構築を推進します。

施策を取り巻く環境

地域コミュニティ※や市民の連帯感の希薄化が進むなか、私たちは、自分たちの住む地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

市民協働の指針と理念に沿って、すべての市民とめざすべきまちづくりの目標を共有し、同じ方向へ向かって、住みよいまちを作っていくことが重要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
市民協働の市政運営の施策に対する市民満足度	%	-	46.4	60.0	市民協働の市政運営の施策に不満を持っていない市民の割合(市民意識調査)

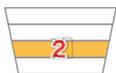
施策を実現する手段

○分野別計画: 市民協働によるまちづくり推進指針(平成25年度~)

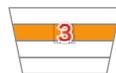
主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
まちづくり基本条例の見直し					●		
市民参画※の制度化	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ2
意見を言う



目標ステップ3
協働する(パートナーシップ)



市民協働がより活発になるための制度や条例の見直しを行います。

市の各種計画づくりへの市民の積極的な参画を促し、その評価や見直しなどにも市民参画を促します。

3 まちづくり活動の支援

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

地域の課題を解決するために、地域で活動する市民や各種団体、企業などが共通の認識を持って協働に取り組むことのできる環境を整備し、また、行政においてもその地域の課題を認識し、それぞれの得意分野で力を発揮することによって、地域の課題解決をめざします。

また、さまざまな団体やグループがまちづくりを担う、市民協働のまちづくりを実践するため、まちづくり活動を行いたいと考える市民やNPOなどへの支援により、まちづくり活動の活性化を促します。

個々の市民やNPO、町内会、各種団体、企業、行政それぞれの関係を緊密にし、市民と行政が共に力を合わせてまちづくりを行うことにより、地域コミュニティの強化や市民同士のつながりが深まることを支援します。

施策を取り巻く環境

近年では、アダプトプログラムや子どもたちの登下校の見守り活動など、市民が公共の担い手として活躍し、市民協働の実践が市内各地で始まっています。

このことをさらに発展させ、NPOや市民活動団体[※]、ボランティア活動を行う市民や、町内会、各種団体、企業などと行政が共に力を合わせて幅広い分野でまちづくりを行うことによって、多様な市民ニーズ[※]に対応した、住みよいまちが創出されることが期待されます。

また、地方分権の進展に伴って、市民が求める本市独自の施策を展開するためには、市民活動を積極的に支援し、地方自治の本来の姿である市民が主体となったまちづくりを進める必要性が高まっています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	%	-	52.8	50.0以上 (45から変更)	地域活動に参加している市民の割合(市民意識調査)
市内のNPO法人組織数	団体	4	10	10 (6から変更)	市内に拠点を置くNPO組織数の増加
協働事業実施団体	団体	-	4	30	市民協働に取り組む団体の増加

施策を実現する手段

○分野別計画:市民協働によるまちづくり推進指針(平成25年度～)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
まちづくり活動支援のあり方の検討	●	●	●	●	●	●	●
市民協働モデル事業の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



市民同士の地域活動を進めることにより、その地域に生活する市民が地域の課題を発見し、課題の解決に向けて取り組む姿をめざします。行政は、新たなまちづくりの担い手を支援する方策を検討するとともに、地域活動に対して支援を行います。

4 コミュニティ活動の活性化

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

これまで地域における公共サービスを実質的に担ってきた町内会活動を支援し、誰もが参加しやすい環境を構築するとともに、主体的に行動できる次代の担い手を育成します。

町内会活動の支援や、市民と行政の相互の連携を強化します。

また、地区公民館や集会所の有効利用により地域コミュニティ環境づくりを進め、市民が主体的に地域の課題の解決に取り組むコミュニティ活動の活発なまちをめざします。

施策を取り巻く環境

地域コミュニティ活動を担う町内会では、市民相互の連絡、環境美化や清掃、イベントの開催、子ども会や青少年の育成など多種多様な取り組みを行っています。しかし、価値観の多様化や核家族化の進行などにより、個人と地域とのつながりや地域共同体としての意識が薄れ、地域内での助け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。

よりよい地域をつくるには、市民が地域全体のことを考え、活動に参加、参画していくことが重要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
集会所を有している町内会数	町内会	34	40	42 (40から変更)	集会所設置を支援し、町内会のコミュニティ活動を促進(町内会数54)

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
町内会活動の支援	●	●	●	●	●	●	●
集会所の維持・改修支援	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



行政は、町内会が行う活動の促進に対して支援を行うことにより、次代の担い手が町内会の行う活動に積極的に参加、参画する姿をめざします。

5 大学連携の推進と地域参加

重点プロジェクトI 関連施策

基本方針

大学との協働のまちづくりを推進し、個性豊かな「キャンパスシティ野々市」の確立を図ります。
市内外の5校の大学との一層の連携により地域の発展と人材育成を図るとともに、具体的な連携事業を促進します。

また、まちづくりに若い力を取り入れるため、大学生が地域活動に参加しやすい市民意識の高揚を図ります。

施策を取り巻く環境

大学連携の取り組みの一例として、本市のさまざまな審議会や委員会の委員、市民教養講座などの講師として協力をいただいています。また、共同研究や共同事業の実施により、大学と行政が共に地域の課題解決にあたることで、協働のまちづくりを促進しています。

平成27年度には2校、平成28年には1校と包括連携を協定し、協定締結校は5校となりました。5校の大学はそれぞれ異なる分野を専門としており、多種多様な角度から大学との協働のまちづくりを進めるための環境が整いました。さらには石川中央都市圏での連携により、連携協定を締結していない大学との連携も可能となり、大学連携を核とした広域でのまちづくりを一層促進します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
大学と行政の協力事業数	件/年	77	118	125以上 (100から変更)	大学と行政が力を合わせて地域の発展のために行う事業数の増加
各種統計データや行政情報の公表	回/年	0	0	1回以上	統計データ活用の促進

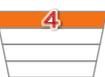
施策を実現する手段

○分野別計画:のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
大学と行政が協力した事業の実施	●	●	●	●	●	●	●
大学生の地域活動への支援	●	●	●	●	●	●	●
大学との統計データ活用方策の研究	●	●	●	●	●	●	●
石川中央都市圏大学連携推進連絡会への参加	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



大学が持つ人的資源*や知的資源*を地域に還元できる仕組みを整えます。

大学が地域活動に参加しやすくなるよう、地域の受け入れ態勢の強化を図ります。

6 ユビキタスネットワーク社会の実現

基本方針

スマートフォンやタブレットなどの普及により、いつでもどこでも誰でも情報通信技術の恩恵を受ける事ができるユビキタスネットワーク社会*が一定程度実現されました。

今後はさらに情報通信技術を活用して、市民活動や地域コミュニティの活性化、産業の創出、子育て支援や福祉の充実、児童や生徒の情報活用能力の向上、地域情報発信による交流人口の拡大など、さまざまな効果の発揮を目指します。

施策を取り巻く環境

市民の情報格差*への対応など新たな課題への対策や、都市化の進展による地域の連帯感の希薄化や相互扶助*の意識の低下を解消するために、情報通信技術をどのように活用できるのかについて検討が必要とされています。

また、市民サービスを向上するための電子自治体*の推進など、情報化社会への対応が必要です。

成果指標

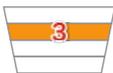
指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
情報通信システムを活用した市民活動団体数	団体	1	3	5	情報通信システムを活用した市民活動団体数を増加し、市民全体の情報活用能力を向上

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
情報交流館と連携した市民活動団体の支援	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



地域の情報化のための情報活用方策の検討、情報活用能力を高めるための学習会などを開催し、市民の積極的な参加と参画を促し、協働へのステップアップをめざします。

7 市民協働の拠点づくり

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

ヒト、モノが出会い、交流し、にぎわいを創出することを目的に、新たな生涯学習施設を整備します。

芸術・文化に親しむ「文化交流拠点施設」には、市立図書館と市民学習センターの複合施設、憩いの広場を整備します。にぎわいの創出をめざす「地域中心交流拠点施設」には、中央公民館、市民活動センター、民間商業施設の複合施設を整備します。

これらは野々市中央地区に点在していますが、それぞれの機能を生かしながら連携して活用し、この地区全体を面として活動の拠点とすることをめざします。

地域に住む人、学生、大学、企業などのつながりを創り、それぞれの活動を高め合うことで相乗効果を生み出し、市民協働による地域の課題の解決や新しい価値の創出を促進します。

施策を取り巻く環境

市立図書館や中央公民館が立地する野々市中央地区は、旧北国街道の街並みが続き、指定文化財などの歴史・文化資源があり、地域住民の有志により街並みを後世へ伝えていこうとする活動が生まれています。教育・文化施設の活用や施設間の機能連携により、多くの人が出会い、ふれあいを育むことのできる事業を実施し、にぎわい効果を全市域へ波及させることが必要です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
新市立図書館蔵書数	冊	-	-	200,000	地域の課題が解決できる資料の提供と蔵書の充実
新市立図書館貸出登録者数	人	-	-	15,000	潜在的な利用者の呼び起こし
新市立図書館等利用者数	人/年	-	-	300,000	ヒト・モノ・コト*の交流の促進
新中央公民館利用者数	人/年	-	-	55,000	
地域中心交流拠点施設を活用した大学連携事業	件	-	-	3	地域中心交流拠点施設を活用した大学連携事業

施策を実現する手段

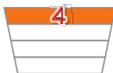
○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)
第6次行政改革大綱(平成29年度～平成33年度)
(仮称)野々市市新市立図書館・市民学習センター基本構想(平成26年10月策定)

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
新市立図書館等の効率的・効果的な事業運営の実施		●	●	●	●	●	●
新中央公民館等を核としたにぎわい創出を図る事業運営の実施				●	●	●	●
市民連携拠点としての活用方策の研究と活用		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



これらの施設の整備は、まさに「市民全体が活躍できる舞台」づくりと言えます。市民主体の活動や大学、企業、行政等の多様な主体による連携した取り組みを促進します。

1 伝統行事の後継者育成

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

本市には、獅子舞や野菜みこし、虫送り、じょんから踊りなどの伝統行事や郷土芸能が伝わっています。ふるさと意識や市への愛着心は、市内に伝承されている伝統行事や郷土芸能を守り、引き継がれていく中で育っていくものであり、市民と行政の協働をめざす上では欠くことのできないものです。そのためにも、市内に伝承される伝統行事や伝統芸能を通じて、地域コミュニティの活性化と後継者の育成を図ります。また、現在市が指定していない無形文化財[※]についても、調査研究を進め、未永く継承していくために市指定無形文化財とすることをめざします。

施策を取り巻く環境

各地域で行われる伝統行事は、町内会や各団体に受け継がれ、実施されています。しかし、伝承者の高齢化などの課題を抱えており、古くから伝えられている貴重な文化遺産[※]を次世代に引き継ぐためには、子どもから高齢者まで、積極的な参加と参画を促す必要があります。伝統的な行事に使用する用具などの維持管理の助成や活動場所の提供により、伝承団体を支援し、後継者の育成を図ります。また、現在市内各所で行われているさまざまな行事についても、その由来などの調査研究を行う必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
郷土芸能伝承団体への支援	団体	24	24	25	継続的に郷土芸能を伝承している団体数の増加
市指定無形文化財の件数	件	1	1	4	市内に伝わる特に重要な伝統行事の件数増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
郷土芸能伝承団体への支援	●	●	●	●	●	●	●
無形文化財の市指定へ向けての調査研究	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



市民の伝統行事や郷土芸能への積極的な参加と参画を促すため、情報提供や活動場所の提供を行い、市民や町内会が伝統行事や郷土芸能活動を継続し、後継者を育成することができるための支援を行います。

2 ふるさと野々市での定住促進

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

本市のにぎわいの維持に向けて、本市への愛着や誇りを高めるための全庁的な取り組みにより、定住人口の増加を推進します。

市民協働のまちづくりをさらに発展させ、市民協働の範囲を拡大するとともに、実践を積み重ねていくことで、本市に対する愛着や誇りを持つ市民を増やし、本市への定住志向を高めます。

また、人口の社会移動が多いといった特性を生かし、転入者の定住化に向けた取り組みを進めます。

施策を取り巻く環境

本市を「ふるさと」と感じてもらい、^{つい すみか}終の住処として選ばれるまちとするためには、本市への愛着や誇りを醸成するとともに、「しごと」や「住居」をはじめとする生活環境の充実が必要です。

利便性が高い本市の強みを生かし、市民協働の範囲を拡大するとともに、実践を積み重ね、地域のコミュニティを活性化させるなど、本市に対する関心を高める必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
アダプトプログラム登録団体数	団体	-	41	50	アダプトプログラム登録団体数の延べ団体数

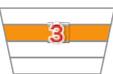
施策を実現する手段

○分野別計画: ののいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
定住志向の向上		●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



市民協働のまちづくりの範囲を拡大させ、地域に対する愛着や誇りの醸成に努めます。

3 野々市への移住促進

新規

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

本市のにぎわいの維持に向けて、本市に愛着や誇りを持ってもらえるよう全庁的に取り組み、移住者の増加を推進します。

本市がふるさとである方、本市を新たな生活の場として選ぶようしている方への移住の支援を推進します。

移住希望者には、暮らし、しごと、子育て、教育といった情報を提供することが必要です。これらの情報を即座に提供できる体制を検討します。

また、大学が立地する本市の強みを生かし、学生の地元就職や県外からの移住を促進します。

施策を取り巻く環境

人口減少時代に伴い、各地域で移住施策が行われています。他地域から本市を選んで移住してもらうためには、他地域とは異なる移住施策をとることや、移住希望者へのワンストップサービスができる体制をつくる必要があります。

県が運営する、いしかわ就職・定住総合サポートセンターと共に、移住支援を促進することが求められています。また、石川中央都市圏において、圏域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信するなど、移住の促進に取り組むことが求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
移住を促進する支援策を利用した移住者数	人	-	10	50	移住を促進する支援策を利用した移住者の5年間の延べ人数

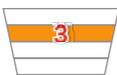
施策を実現する手段

○分野別計画: のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
移住者が求める情報発信ができる体制の検討		●					
圏域における移住交流イベント等への共同出展	●	●	●	●	●		
UJIターン促進に向けた支援策の拡充	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



いしかわ就職・定住総合サポートセンターの活用や、石川中央都市圏による大都市圏での移住交流イベント等に共同出展することで、本市の情報発信を行い、本市や地域のPRに努めます。

1 多文化共生の推進

基本方針

社会、経済の国際化により、市内の外国人住民は10年前と比べ約1.6倍に増えており、今後も増加すると予想されます。従来の外国人支援の視点にとどまらず、国籍や民族の違いを超えた“多文化共生の地域づくり”を進めます。外国人住民への総合的な支援を行うと同時に、地域において、外国人住民も生活者であり市民であるという認識を高め、地域社会の構成員として共に生活していくことができる環境整備を図ります。また、石川中央都市圏での連絡会に参加し、情報交換や課題の共有を行い、国際交流の推進を促進します。

施策を取り巻く環境

外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方自治体に限らず全国的な課題となりつつあります。外国人住民を取り巻く課題として、日本語が理解できないことによるさまざまな問題、文化や習慣などの違いによる生活上の困難などが考えられます。行政の手続きや地域に関する情報が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多いと考えられます。

また、外国人の定住化が進むなか、観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、地域の構成員として外国人を認識する視点が社会全体に求められています。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
多文化共生事業の実施回数	回/年	0	3	5	多文化共生の地域づくりを進めるための取り組み回数の増加
多文化共生事業への参加者数	人	0	184	1,000	多文化共生の地域づくりに関心を持つ市民の増加

施策を実現する手段

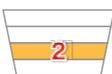
主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
交流サロンの設置	●	●	●	●	●	●	●
外国人住民向け日本語教室の開催	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



多文化共生とは何か、また、多文化共生の地域づくりを進めるために何をすべきかを考える市民を育て、その考えをもとに、市民と共に多文化共生のまちづくりを進めます。

2 児童生徒の異文化体験

基本方針

姉妹都市ニュージーランド・ギズボーン市や、野々市小学校と友好校である中国深圳^{しんぜん}小学と交互に学生訪問団を派遣し、相互理解と交流を通じた異文化体験を進めます。学生訪問団の派遣では、慣れない手続きや何気ない日常の風景などの一つひとつが、異文化の理解へとつながります。また、訪問団受け入れの際のホストファミリー[※]体験では、私たちの文化を外国の方々に紹介することで、私たち自身も日本と本市の文化への理解を深めることができます。これらの相互訪問を継続し、ホームステイなどの受け入れに対する理解を深めるための体制を整えることで、幅広い異文化体験の場の創出を図ります。

施策を取り巻く環境

グローバル化[※]が急速に進展した現代では、ヒト、モノ、情報、知識などの地域資源が、国の枠を超えて自由に移動するようになりました。国際化社会が身近なものとなったなか、異なる習慣や文化を理解し、認め合える人材、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。異文化を理解することは、同時に自国の文化の理解へとつながり、広い視野を持つことができるようになって考えられます。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
学生訪問団の相互訪問の継続	回	2	1	2	児童生徒の異文化体験機会の継続
市内のホストファミリー [※] 経験世帯数(累計)	件	181	223	250	異文化体験への関心の増加

施策を実現する手段

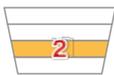
主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
ギズボーン市学生との交流	●	●	●	●	●	●	●
中国深圳 ^{しんぜん} 小学との教育交流	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時

ステップ2

意見を言う



目標ステップ4

市民発のアクションが実施される



ニュージーランド・ギズボーン市や、中国深圳^{しんぜん}小学での学生訪問団による活動状況などをさらに広く市民にお知らせすることにより、活動の意義と目的を知っていただき、家庭や地域で訪問団を受け入れるための意識醸成を図る取り組みを行います。

3 国際交流と国内交流の充実

重点プロジェクト | 関連施策

基本方針

本市の持つ文化を広く世界の人たちに知ってもらい、国や地域といった枠組みを超えて人と人との交流を促進し、相互理解と対話の輪を広げることで、国際化に対応できるひとづくりとまちづくりを進めます。

姉妹都市ニュージースランド・ギズボーン市との交流では、野々市市国際友好親善協会をはじめとして、市民との協働により、ヒト、モノ、情報、知識などのさまざまな分野での交流を深めることで、より一層の相互理解を深めることを進めます。

また、本市の出身者でつくる東京野々市会（首都圏在住者）、関西野々市会（関西圏在住者）をはじめ、本市出身で県外に在住している方たちとの連携を図り、本市の持つ魅力の発信と強化を図ります。

施策を取り巻く環境

姉妹都市ニュージースランド・ギズボーン市との交流は、現在は学生間の交流が中心ですが、今後は、姉妹都市としてさまざまな交流を検討していく必要があります。

また、東京・関西野々市会の二つの会がそれぞれ活動しています。この二つの会を通じて、首都圏や関西圏をはじめ、全国へ本市の持つ魅力の発信を強化します。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
野々市市国際友好親善協会の会員数	人	58	48	100	国際交流に関心を持つ市民の増加
野々市会の会員数	人	53	75	100	本市の魅力向上と本市にふるさと意識を持つ方々の増加

施策を実現する手段

○分野別計画・のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
ギズボーン市との相互交流	●	●	●	●	●	●	●
野々市会の会員拡充の取り組み	●	●	●	●	●	●	●
姉妹都市提携30周年記念事業					●		

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ4
市民発のアクションが実施される



野々市市国際友好親善協会による地域ぐるみの国際交流の推進により、国際交流だけではなく多文化共生の一助となるよう、事業への市民参加や市民参画を促し、行政はその支援を行います。

国内交流についても、全国それぞれの地域において、市民が主体的に交流事業を行うことを促し、市民レベルでの交流が活発となるよう支援を行っていきます。

1 男女共同参画の意識づくり

基本方針

性別や年齢により働き方や待遇が差別されることのないよう、家事や子育て、介護などを性別の隔てなく行うという意識の啓発とともに、ワークライフバランス※(仕事と生活の調和)の実現を図ることのできるまちを促進します。

また、近年増加傾向にあるドメスティックバイオレンス※などの暴力行為から市民を守るため、すべての市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、幼少期からの継続的な人権尊重の教育や啓発活動とともに、人権意識の高い幅広い人材の育成を行い、暴力を許さないまちの実現をめざします。

施策を取り巻く環境

変化の大きい社会情勢のなか、男女を問わず非正規労働者※の増加などが懸念されています。

ワークライフバランスの実現を図ることや、子育て、介護など家庭での仕事を男女が共に協力し、分担することは、生活の基礎であるそれぞれの家庭に不可欠な要素です。これまでの男女共同参画は、働く女性へ向けた支援のように受け止められていましたが、男女共同参画社会は、あらゆる人々への課題であり、活力ある地域づくりの根源であることを意識づける必要があります。

また、増加傾向にあるドメスティックバイオレンスは犯罪となる行為をも含む人権侵害※であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題です。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
審議会などへの女性の登用状況	%	31.1	29.7	50.0	政策方針決定過程への女性の参画拡大
本市の課長相当職以上の女性登用状況	%	26.1	13.3	34.0	役職比率についての男女差の是正

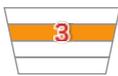
施策を実現する手段

○分野別計画: 男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)
次世代育成支援対策の推進及び女性の活躍の推進に係る特定事業主行動計画(平成28年度～平成32年度)
のいち創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
男女共同参画推進員による市民向けの啓発活動と人材育成	●	●	●	●	●	●	●
ドメスティックバイオレンス対策	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



すべての市民が男女共同参画社会の本来の意味を承知し、実現することができるよう、啓発活動の促進を図り、市民と行政が手を取り合って、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

2 人権意識の高揚

基本方針

多様化する人権課題に対して、正しい理解と知識を深めるため、家庭、地域、学校、事業所の場やさまざまな機会を通じて、人権尊重の理念を浸透させ、一人ひとりの個性や人格を認め合い、幸せに暮らすことができる思いやりのあるまちづくりをめざします。

法務局など関係機関との連携を強化し、人権擁護委員^{*}と共に人権相談体制を充実させ、効果的な施策を進めます。

施策を取り巻く環境

人権の時代と言われる現代にあっても、女性や子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国人に対する偏見など、人権課題は数多く存在しています。

また、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や犯罪被害者などをめぐって新たな対応が必要となってきました。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
無料法律相談、市民なんでも相談の実施回数	回/年	19	26	27 (25から変更)	人権課題などに不安を持つ市民に対する支援回数の増加
人権の花運動	回/年	-	1	1	思いやりの心を育む ^{ほぐ} 機会の提供

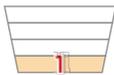
施策を実現する手段

○分野別計画: 男女共同参画プラン(平成24年度～平成33年度)
人権教育・啓発行動計画(平成29年度策定予定)

主な事業名	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
人権擁護委員による相談の実施	●	●	●	●	●	●	●
人権擁護委員による人権啓発活動	●	●	●	●	●	●	●
人権教育・啓発行動計画の策定			●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ1
知る・興味を持つ



目標ステップ3
協働する(パートナーシップ)



日常的に他者の生命や自らの生命について考え、人権に関する意識形成を育むため、地域、学校、関係団体との連携のもと、あらゆる偏見や差別のない、市民が人権を尊重し合うまちをめざします。

3 平和意識の向上

基本方針

本市は、昭和59年3月、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、全市民が一体となり世論を喚起することをうたった平和都市宣言を決議しました。

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求め、平和を願う児童生徒を育成し、市民の平和への意識高揚を図ります。

広島平和記念式典に中学生を派遣する平和の旅や、原爆パネル展の開催を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さ、平和を守ることの大切さを学ぶ機会の提供を図ります。

施策を取り巻く環境

私たちは、世界で唯一核兵器の恐ろしさを体験し、核兵器が想像を絶する悲惨なものであることを誰よりもよく知っています。

しかしながら、戦後70年以上が経過して戦争を知らない世代が大半を占め、戦争体験や被爆体験が風化しつつあり、次代を担う青少年を中心に戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の大切さと命の尊さを伝えていく必要があります。

成果指標

指標名	単位	前期基本計画策定時	H27実績値	目標値	指標の説明
平和の旅の実施回数	回	1	1	1	生徒が平和を守ることの大切さを学ぶ機会の維持
原爆パネル展の会場数	箇所	1	5	7	市民の平和意識向上のための機会の増加

施策を実現する手段

主な事業名	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	34年度(2022)
平和の旅の実施	●	●	●	●	●	●	●
原爆パネル展の実施	●	●	●	●	●	●	●

市民協働への取り組み

後期基本計画策定時
ステップ3
協働する(パートナーシップ)



本市のすべての市民が、世界から戦争をなくそうという強い意志を持った市民となるよう、意識の向上を図ります。

中学生が体験した平和の旅や、原爆パネル展の感想を、広く市民にお知らせすることなどを通じて、市民の平和意識の向上をめざします。